

序章 緑の基本計画の概要

序章 緑の基本計画の概要

(1) 計画の背景と目的

「緑の基本計画」は、地域の視点から大切な緑の保全および緑化の推進を図り、高浜市の魅力をさらに向上させていくため、都市緑地法の第4条に基づいて策定するものです。高浜市（以下「本市」という。）では、平成8年3月に緑豊かな潤いのある都市環境の形成を図ることを目的に「緑の基本計画」を策定しています。しかし、策定後十年以上経過しており、社会的諸条件の変化等、現実との相違が生じています。

一方、平成16年には景観緑三法として、「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」が制定されました。都市緑地保全法は都市緑地法に改称され、以下のような制度の創設・拡充が図られており、それらに対応した計画の見直しが必要となっています。

- ① 緑の基本計画の充実による都市公園の整備および緑地の保全・緑化の総合的な推進
- ② 都心部等において民有地を含めた都市緑化を推進するための緑化地域制度などの創設
- ③ 市民や企業など、多様な主体による公園や緑地の計画、整備、管理のための仕組みの整備、など

また、本市では、第6次高浜市総合計画が策定されました。また、都市計画マスタープランの見直しも行いました。

そこで、本計画は、これらの計画と合わせて、既存の緑の基本計画の見直しを図り、中長期的な観点にたって、都市の緑地の保全と緑化の推進に関する方針を策定するものです。

(2) 緑の基本計画の位置づけ

1) 対象区域

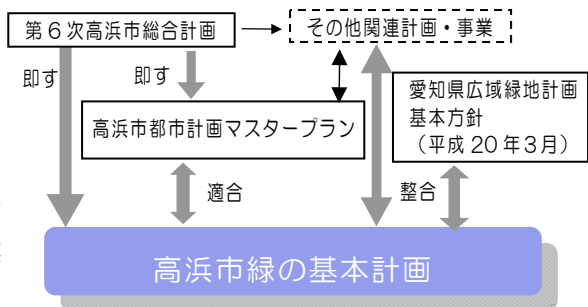
対象区域は高浜市における都市計画区域（市全域）1,300haとします。

2) 計画の期間

計画の期間は、高浜市都市計画マスタープランとの整合を図り、目標年次を平成33年（西暦2021年）とします。また、適宜時代の変化に応じて、計画の見直しを行います。

3) 本計画の位置づけ

本計画は、「第6次高浜市総合計画」に即し、かつ、「高浜市都市計画マスタープラン」との適合を図り策定します。また、県計画である「愛知県広域緑地計画基本方針（平成20年3月）」やその他の関連計画・事業等との整合を図り策定します。



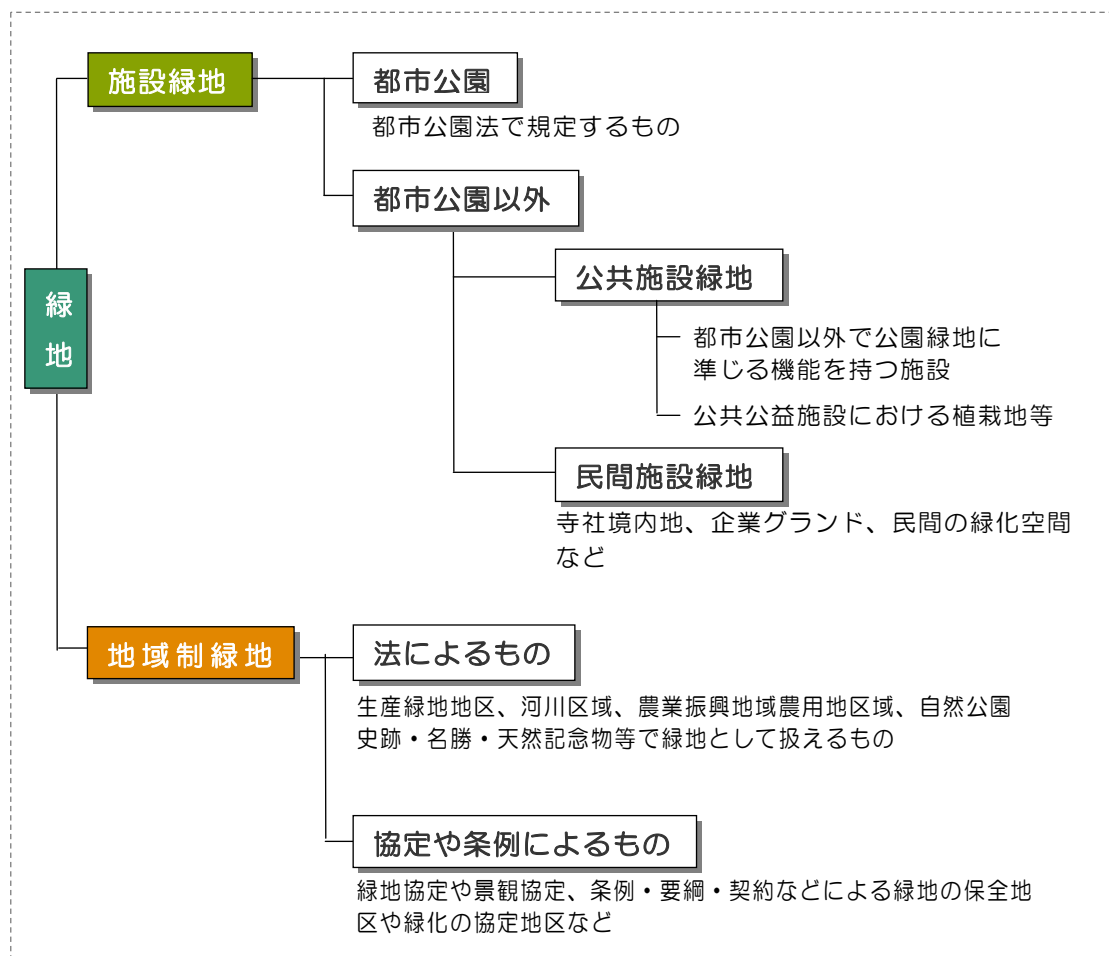
図序-1 本計画の位置づけ

(3) 計画の根拠法

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項において、『市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。』とされており、本計画は上記を根拠として策定を行います。

(4) 緑の基本計画で対象とする緑地

緑の基本計画では、都市公園や公共施設の緑地、工場や住宅などの民間施設の緑地、街路樹、農地や河川など法規制による緑地など、都市における緑を広く対象とします。これらの緑地は、都市公園法に基づいた“都市公園”、“都市公園以外の緑地”に区分される「施設緑地」と、法規制等による緑地である「地域制緑地」に分類できます。



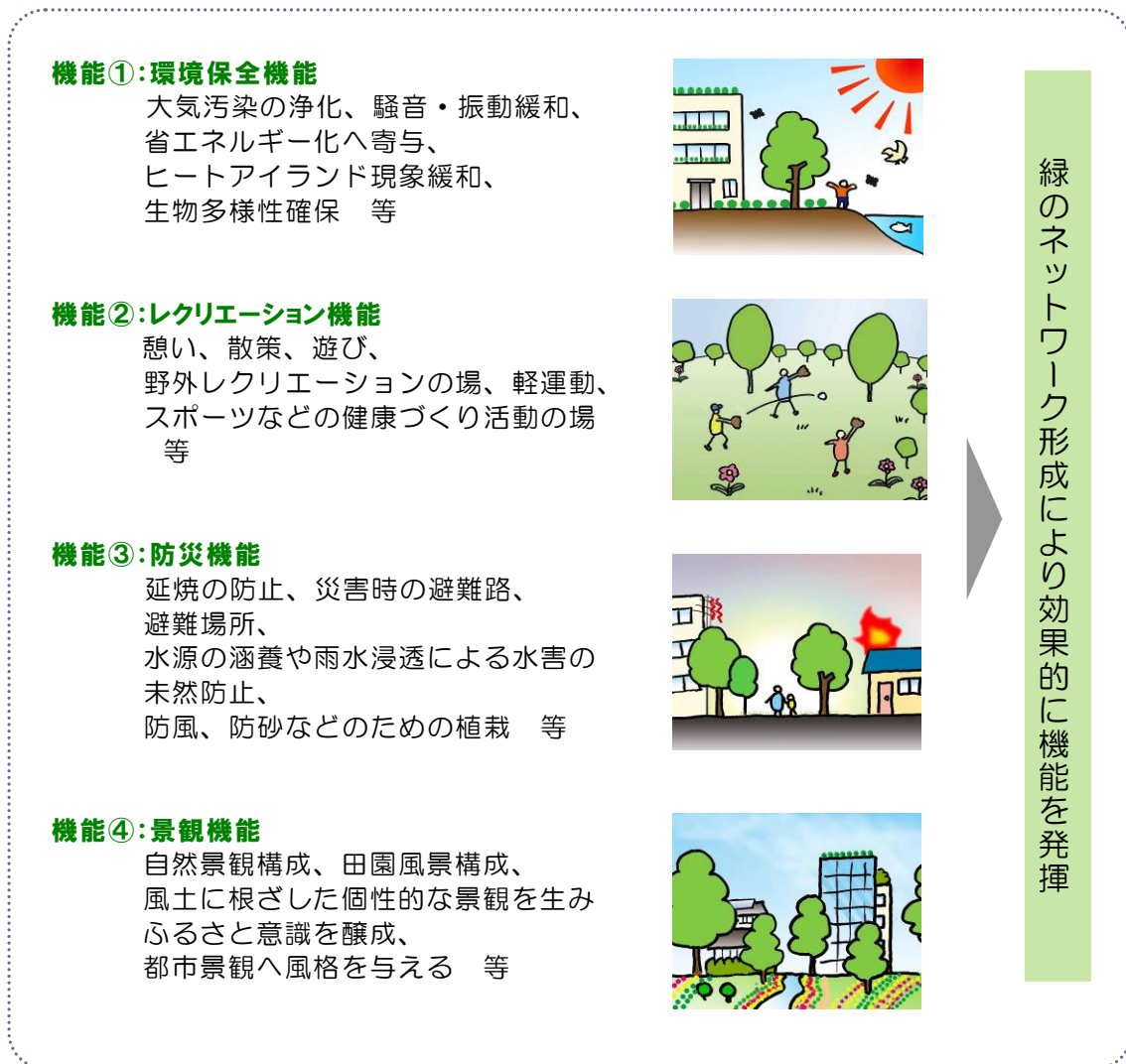
図序-2 緑の基本計画で対象とする「緑地」

(5) 都市の緑が有する機能

都市の緑は、下図に示すように「環境保全機能」「レクリエーション機能」「防災機能」「景観機能」などの機能を有しています。

本計画は、中長期的な視点に立ち、将来的に確保すべき緑地の目標量を定めた上で、緑の持つ種々の機能を踏まえて、環境保全・レクリエーション・防災・景観形成の観点から系統的な緑地の配置計画を策定します。

そして、緑地の保全、公園の整備、市役所や学校等の公共施設をはじめ、住宅地などの民有地の緑化等を、総合的かつ計画的に推進するための施策を立てていきます。



図序-3 都市の緑が持っている機能